

社外取締役、社外監査役の要件変更

最近の会社法改正で社外取締役、社外監査役についての規定が変わったと聞きました。現在、当社の取締役のうち1名は社外取締役なのですが、なにか影響があるのでしょうか。

1. 改正の目的

平成26年会社法改正（平成27年5月1日施行）の目的として、経済のグローバル化が進展する中、取締役に対する監督を強化することで企業統治を強化することがあげられます。企業統治を強化することで、日本企業に対する内外の投資家の信頼が高まり、日本企業に対する投資が促進されることが期待されています。

代表取締役の業務執行につき社外性、独立性が高い者に監視させ、監視の実効性を高める制度として社外取締役、社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）がありますが、平成26年改正では社外役員を必置とする機関設計や社外役員の要件の変更がありました。

2. 会社の機関設計と社外役員

会社法上、委員会設置会社においては、設置した各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならない（会社法400条③）、また、監査役会設置会社においては、3人以上の監査役により監査役会が構成される必要があり、かつその監査役の半数以上は社外監査役でなければならない（同法335条③）など、特定の場合に社外役員を必ず置かなければなりません。

さらに、平成26年改正では監査等委員会設置会社制度（同法2条11号の2）が創設されました。監査等委員会の業務監査は適法性だけでなく妥当性にまで及び、監査等委員のうち監査等委員会に指名された者は、監査等委員ではない取締役の選任若しくは解任又は辞任及び報酬等に関して株主総会において監査等委員会の意見を述べることができます（同法342条の2④、361条⑥）。監査等委員である取締役は3人以上で、その過半数は社外取締役でなければなりません（同法331条⑥）。

取締役会設置会社で特別取締役を選定する場合、取締役が6人以上、そのうち1人以上が社外取締役であることを要件とします（同法373条①）。

平成26年改正で、社外取締役導入の促進を期待して、会社法上社外取締役を置く必要はない会社であっても、監査役会設置会社で、公開会社かつ大会社であり、金融商品取引法24条①の規定にあたり有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する必要がある会社では、社外取締役を置いていない場合に、定時株主総会において社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないこととされました（同法327条の2）。

3. 社外役員の要件変更

平成26年改正前の社外取締役の要件は「当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人ではなく、かつ、過去に当該株式会社又はその

子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（業務執行取締役等）となったことがないもの」とされ、社外監査役の要件は「過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないもの」とされていました。

平成 26 年改正後は、上記の要件のうち「過去に」の部分が「就任の前 10 年間」に変更され、社外取締役については①就任前 10 年内のいずれかの時点で、当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であった者は、その就任前 10 年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと、②当該株式会社の親会社又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと、③当該株式会社の親会社等の子会社等（兄弟会社）の業務執行取締役等でないこと、④当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等の配偶者又は二親等内の親族（一定の近親者）でないことの全てに該当しなければ社外取締役に出来ないこととされました（同法 2 条 15 号イ～ホ）。

社外監査役も同様に、①' 就任前 10 年内のいずれかの時点で、当該株式会社又はその子会社の監査役であった者は、その就任前 10 年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと、②' 当該株式会社の親会社等又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと、③' 兄弟会社の業務執行取締役等でないこと、④' 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等の一定の近親者でないことの全てに該当しなければ社外監査役にはなりません（同法 2 条 16 号イ～ホ）。

4. 責任限定契約締結の可否

この社外役員の要件の変更により、改正前は社外役員であった者が、改正後は社外役員の要件を失い、職務内容は改正前と変わらないのに責任限定契約（役員が会社に損害を与えた場合に、その役員が善意重過失の場合に賠償責任の範囲を限定する契約、同法 427 条）を締結できなくなるといった事態が起こりえます。そこで平成 26 年改正後は、業務執行取締役でない取締役であれば社外取締役になくとも責任限定契約を締結できることとしました。また、監査役については社外か否かに拘わらず一律に責任限定契約を締結できることとしました。

5. 当社の場合

当社の平成 26 年改正前会社法の要件で社外取締役であった者が改正後の要件においても社外取締役となるかを確認して、平成 26 年改正後の要件を充たしている場合は何ら影響はありません。要件を充たさず「社外」取締役の地位を失った取締役が業務執行取締役ではない場合、改めて責任限定契約の締結をする意思があるか確認する必要があります。